

教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育推進体制の充実・活用強化事業）
実施要領

平成31年4月1日 初等中等教育局長裁定
令和2年1月23日 一部改正

（通則）

教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育推進体制の充実・活用強化事業）交付要綱第20条の規定に基づき、教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育推進体制の充実・活用強化事業）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業内容

教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育推進体制の充実・活用強化事業）は、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対する一体的な域内全体の幼児教育の質の向上のため、地方公共団体の幼児教育の推進体制（以下「体制」という。）の充実及び活用強化に係る次の取組により実施する事業とする。

(1) 幼児教育アドバイザーの配置・育成など、体制の充実

幼児教育アドバイザーの配置、幼児教育アドバイザーの質の向上のための取組、新規の幼児教育アドバイザー育成を対象とする。

(2) 体制活用のための人材育成方針の作成・活用

幼稚園教諭、保育士、保育教諭に必要な資質・能力や、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法を明確化するガイドライン等、体制活用のための人材育成方針を作成し活用する取組を対象とする。

(3) 研修支援、幼小接続の推進など、体制の活用

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の専門性の向上や幼小接続等を目的とした園内外の研修支援、園内研修の中核となるミドルリーダーの育成、接続カリキュラムの作成・活用等、体制を活用した取組を対象とする。

(4) 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り

本事業が、域内全体の支援を行うことを目的としていることを踏まえ、特定の地域に偏ることなく、都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作りに関する取組を対象とする。

2. 交付対象事業者

都道府県、市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村とする。

3. 要件

本事業は公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図ることを目的としているため、幼児教育アドバイザーの活用強化の前提となる、地方公共団体における幼児教育推進体制の構築のた

めの取組が進んでいる都道府県又は市町村を対象とする。このため、教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育推進体制の充実・活用強化事業）交付要綱（以下、交付要綱という。）第2条に基づき、交付対象事業者は、原則として交付対象事業開始時に以下の(1)又は(2)の要件のいずれか及び(3)の要件を満たしていること。

- (1) 幼稚園、保育所、認定こども園に関する事務に関して、担当部局を一元化している、又は教育・保育内容面に係る事務について特定の部局又は組織で原則として一元的に実施していること
- (2) 幼児教育センターを設置していること
- (3) 小学校指導担当課との連携体制確保

4. その他

- (1) 文部科学省は、交付対象事業者の事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、交付対象事業者に対し、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (3) その他交付金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

附則（平成31年4月1日 30文科初第1689号）

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則（令和2年1月23日 元文科初第1354号）

この要領は、令和2年1月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。